

議案第 9 号

岩倉市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

岩倉市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 3 年 2 月 2 6 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

## 岩倉市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

岩倉市固定資産評価審査委員会条例（昭和46年岩倉市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項を削り、同条第5項中「かかる」を「係る」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とする。

第7条第3項、第8条第5項及び第8項、第9条第2項並びに第10条第2項中「署名押印しなければ」を「署名しなければ」に改める。

### 附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。